

新潟県立武道館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第18号

新潟県立武道館規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県立武道館規則（平成29年新潟県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1条</b> （略）</p> <p><u>（附属設備）</u></p> <p><b>第2条</b> <u>条例第8条第1項の規則で定める附属設備は、別表に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（利用者の遵守事項）</u></p> <p><b>第3条</b> <u>条例第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる事項については、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>（1）利用目的以外の目的に利用しないこと。</u></p> <p><u>（2）利用する権利を他の者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は利用する条例第8条第1項に規定する施設等を他の者に利用させないこと。</u></p> <p><u>（3）現状を変更しないこと。</u></p> <p><u>（4）前3号に掲げるもののほか、指定管理者が定める事項</u></p> <p><u>（利用料金の基準額）</u></p> <p><b>第4条</b> <u>条例第10条第3項の規則で定める額は、別表に定める額とする。</u></p> <p><u>（利用料金の免除）</u></p> <p><b>第5条</b> <u>条例第11条の規則で定める事由は次の各号に掲げるものとし、当該事由により免除する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。</u></p> <p><u>（1）県が主催する事業のために利用する場合 利用料金の全額</u></p> <p><u>（2）県内に所在する幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校（以下「学校等」という。）が教育課程に基づく教育活動のために利用する場合 利用料金の全額</u></p> <p><u>（3）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）</u></p>	<p><b>第1条</b> （略）</p>

第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害児及び知的障害者に対する指導、相談、援助等を円滑に実施するために知事が発行する療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又はこれらに準ずる者として知事が特に認めた者（以下「障害者等」という。）に関する団体が主催する事業（障害者等を対象とするものに限る。）のために利用する場合 利用料金の全額

(4) 学校等が課外活動のために利用する場合 利用料金の2分の1に相当する額

(5) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は高等専門学校で構成される学校体育を統括する団体が主催する事業のために利用する場合 利用料金の2分の1に相当する額

(6) 知事が承認した武道競技を統括する団体が主催する事業のために利用する場合 利用料金の2分の1に相当する額

(7) 知事が承認した競技者が利用する場合 利用料金の2分の1に相当する額

(8) 前各号に定めるもののほか、県内の市町村が主催する事業のために利用する場合 利用料金の10分の3に相当する額

(9) 前各号に定めるもののほか、知事又は指定管理者が特に必要があると認める場合 知事又は指定管理者が適当と認める額

(指定管理者の指定の申請)

**第6条** 条例第15条第1項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(管理の細則)

**第7条** 条例及びこの規則に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

**別記様式**（第2条関係）

指定管理者指定申請書

(略)

新潟県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県立武道館条例第15条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

(指定管理者の指定の申請)

**第2条** 条例第4条第1項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1)～(4) (略)

**別記様式**（第2条関係）

指定管理者指定申請書

(略)

新潟県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県立武道館条例第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

**第2条** 新潟県立武道館規則の一部を次のように改正する。

附則の次に次の別表を加える。

**別表**（第2条、第4条関係）

区 分		単 位	基準額 (円)
放送設備・音響設備・映像設備	大道場	一式3時間につき	2,640
照明設備（通常の2倍の明るさで利用する場合）	大道場	全面利用	3時間につき 3,520
		分割利用（2分の1）	1,760
		分割利用（4分の1）	880
		分割利用（8分の1）	440
	小道場（畳敷き）	全面利用	1,320
		分割利用（3分の2）	880
		分割利用（3分の1）	440
	小道場（板張り）	全面利用	880
		分割利用（2分の1）	440
	弓道場（近的）		440
	弓道場（遠的）		440
相撲場		440	
冷暖房設備	大道場	全面利用	3時間につき 21,120
		分割利用（2分の1）	10,560
		分割利用（4分の1）	5,280
		分割利用（8分の1）	2,640
	小道場（畳敷き）	全面利用	7,920
		分割利用（3分の2）	5,280
		分割利用（3分の1）	2,640
	小道場（板張り）	全面利用	5,280
		分割利用（2分の1）	2,640
	弓道場（近的）		220
	弓道場（遠的）		220
相撲場		2,640	
その他設備・備品類	一式3時間につき	1,100	

附 則

この規則は、平成31年12月1日から施行する。